

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会

第3回議事録

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

午前10時00分開会

○玉岡課長 定刻を少し過ぎているので、間もなくいらっしゃると思いますが、よろしいですか。時間も限られていることでもありますので、それでは、ただいまから第3回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。資料の1枚目の「次第」に配付資料の一覧を記載しております。

配付資料は、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、5種類ございます。

資料3-2は「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査報告書（暫定版）」でございます。第1回の時点で速報版だったものにつきまして、一定程度結果が取りまとまったということで更新版をつけております。

資料3-1は、それを抜粋して、主な意見等を載せているものでございます。

参考資料でございますが、参考資料1といたしましては、第1回策定委員会の中で赤石先生から御意見をいただきまして、子供の貧困の状況を調査いたしました「子供の生活実態調査」の概要版をお付けしております。

参考資料2につきましては、伊藤委員から御意見をいただきました高等教育無償化に関する高等教育の修学支援制度についての資料でございます。

参考資料3は、各区市町村相談窓口、具体的には、母子・父子自立支援員等の配置状況について載せております。

参考資料4-1、4-2でございますが、それぞれ現在、取りまとめ作業中でございます母子生活支援施設に対する調査から、4-1が入所者に対するアンケート、4-2が施設長に対するアンケート、いずれも速報版という形ではございますが、載せているところでございます。

参考資料5につきましては、新保副委員長が参加されています国の社会保障審議会児童部会の資料から「今後の子ども家庭行政における主要課題について」をつけております。

その他、常用資料といたしまして「ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」を机上に配付させていただいております。

万一、説明の中で不足等に気づかれましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、資料1「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会委員名簿」をご覧ください。本日の出欠状況でございますが、お忙しい中、全員の委員に御出席いただいているところでございます。

本委員会は、公開でございまして、配付資料、議事録につきましても後日ホームページで公開させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、この後の進行は森田委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森田委員長 皆さん、おはようございます。夏休みに入ったのになかなか梅雨が明けないという、何か寂しい限りですけれども、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回でこの委員会は3回目になりました。既に皆さんからいろいろな御意見をいただいておりますけれども、それを踏まえて、今度の計画の骨子がある程度まとめなければならないという段階に来ております。どうぞ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議題1から入ってまいりたいと思います。これまでの第1回、第2回の委員会での発言の要旨ということで、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○玉岡課長 それでは、資料2「第1回目、第2回目会議の発言要旨」をご覧くださいませすでしょうか。これまで2回にわたりまして開かれました策定委員会の御発言の要旨をまとめたものでございます。本日は抜粋して簡単に御紹介させていただきます。特に下線がついているところについて御説明したいと思います。

近年のひとり親の状況につきましては、周囲との関係性が切れ、孤立したひとり親の支援をどうつないでいくことができるのかが課題であること、ひとり親になった当初はとにかく就労を優先するため、希望の職種や収入が得られない場合があり、その後、キャリアアップを目指す相談事例がふえているという御指摘もございました。

続きまして、ひとり親を取り巻く状況といたしましては、民間支援がふえてきた結果、いろいろところで支援が行われ、一方でわかりにくい部分もあるという御指摘もいただいております。病児保育などの保育サービス、ホームヘルプサービスなどの施策があるが、使いにくいという御指摘もいただいております。主にシングルマザーに向けたシェアハウスなどについても、全国の団体がそれぞれ取り組みを行ってきているという御紹介がございました。

続きまして、ひとり親に対する支援の状況でございます。施策が単発で、それをどうつなぐか、あるいは役所に相談に行くのが大変であり、相談しやすい環境整備、情報へのアクセスのしやすさを進めていくことが必要であるということ、また、いかに相談窓口の存在を知ってもらうかということも今後の課題と御指摘いただいております。

さらに、ひとり親家庭支援センターにつきまして御紹介がありました。相談事業については非常に強いニーズがあり、昨年度の実績で電話が5,000件弱、面接でも約1,000件となっていて、それを3名の相談員で対応していることもあり、もっと相談に乗ってほしいという声もいただいているということがございました。

また、例えば就労に困難を抱えているという課題に対しまして、就労だけではなく住宅支援、経済的支援の必要性など、複合的な課題、支援の必要性があるという御指摘もいただいております。

先ほどシングルマザー向けのシェアハウスの話がありましたが、ここでも住まいの問題につきましては、母子生活支援施設の入所というだけではなくて、シェアハウスや支援つき住宅などの「中間支援」があればよいのではないかという御意見も頂戴いたしております。

す。

また、面会交流につきましては、離婚してから生活が落ちつかない状況があった中で、その後、軌道に乗ってきたときに始めると、またもとの状態に戻ってしまうこともあり、厳しい状況であるという御指摘もございました。

続きまして、母子生活支援施設についての御意見でございます。病気、障害、外国籍、虐待経験など、病識がないまま入所されてくる世帯も含めて、母子ともにサポートが必要な世帯がふえているという御意見がございました。

また、入所の際の課題として、自治体によって入所基準が異なっておりわかりにくい、入所させてもらえず分離したケースもあるという御意見もございました。

さらに、それに関連して、退所の際の課題といたしまして、自治体で定めた利用期限が来たからという理由で退所となってしまう場合がある。

あるいは、広域入所の課題といたしまして、自治体の外から広域入所を受け入れている場合でも、定員枠、生活保護部署との調整が難しいなどの課題があり、特に自治体内に施設のない自治体においては、施設に入所させることについてはDVなどの場合以外では特に難しいという状況もございます。

一方、旧態依然、自由がないなどのマイナスイメージの払拭が必要ではないかという御意見もございました。

施設においては、子供、母親、それぞれの支援だけではなく、親子に対する支援という形での役割もあるというところで、それに対応した職員の経験、スキルをどれだけ補強できるか課題であるということもございました。それらについて施設の支援の状況がまちまちであるということもございました。

以上、簡単ではございますが、第1回目、第2回目の会議の御発言の要旨でございました。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに資料の提供を要請されたものがありますので、それについて、また事務局から追加で御説明いただけますか。

○玉岡課長 参考資料にございますが、「『子供の生活実態調査』詳細分析報告書概要版」でございます。先ほど申し上げました赤石先生からの御指摘をいただきまして、参考までにつけたものでございます。こちらは、首都大学東京で昨年3月に実施しておりまして、大きく5つの切り口から調査しているものでございます。

第1部が「世代を超えた不利の蓄積」ということで、貧困や暴力が連鎖していくという現状について明らかにしております。

第2部が「学校における課題」ということで、不登校やいじめられた経験があるといった、昨今、報道でもいろいろ出てくるところでございますが、そういった切り口での調査内容が載せられております。

第3部では「子供の栄養と健康」ということで、保護者の就労状況、労働時間等とリン

クしてお子さんの食がどうなっているかといったところでの調査結果でございます。

第4部では、この委員会の場合でもキーワードとして出てきますが、「自己肯定感とレジリエンス」といった視点での結果が紹介されております。

第5部では「就労と生活困難」ということで、お子さんの自立といったところでの就労、生活困難性について御紹介がなされております。

第6部の「その他」で、保育所、家賃負担、その他困り事などについて御紹介されているものでございます。

参考資料2「高等教育の修学支援新制度について」は「社会的養護の関係者の皆さまへ」ということで、社会的養護に携わる関係者向けにこういった制度があるというものを紹介している文部科学省の資料でございます。主に支援対象の大学、短大、高専、専門学校等について授業料と入学金が免除・減額され、対象者としては住民税非課税世帯、それに準ずる世帯の学生ということでございます。

そのほか、参考資料3といたしましては、1回目、2回目、それから、先ほど申し上げました調査結果の中で行政の窓口に対しての御指摘がございましたので、それらも含めて、各区市町村の相談窓口、特に母子・父子自立支援員の配置状況などを載せているものでございます。こうやってみますと、それぞれ各自治体ごとに異なりますし、区部と市部、町村部でのばらつき度合いなども見ていただけないかと思っております。

参考資料4-1、4-2につきましては、現在、取りまとめをしているところでございます母子生活支援施設入所者ないしは施設長に対してのアンケート結果でございます。資料4-1で見ますと、施設入所者に対しまして、現在の状況について、ひとり親になった経緯、入所後について、今後について、行政からの支援等について調査しているということでございます。また、資料4-2では、施設長からの視点で入所者の状況などについて書いていただいているということでございます。

参考資料5につきましては、新保副委員長が御参画いただいている児童部会の資料ということで、後ほど何か補足等があれば、そのときに御紹介いただければと思います。

簡単ではございますが、参考資料については以上でございます。

○森田委員長 「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」はよろしいでしょうか。

○玉岡課長 資料3-2のほうですね。

○森田委員長 はい。

○玉岡課長 資料3-2は、抜粋が資料3-1になります。資料3-2をお開きいただきますと、1ページ目の1に「調査実施の概要」を載せております。これは復習でございますが、本計画の策定に当たっての基礎資料ということで実施したもので、2の「調査概要」にございますように、郵送ないしメールで当事者団体、委員として参画いただいている「ひとり親家庭福祉協議会」「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の御協力をいただきまして、調査票を配布、案内等をしていただき、調査期間は今年の2月です。(4)に調査項目がございまして、現在の状況、お子さんとのかかわり、周囲とのつながり、悩み事や困り事、

解決方法についてお聞きいたしまして、その結果として、調査回収状況は、調査対象者数1300人でしたが、500人弱の方からお答えをお寄せいただいたというところがございます。

また、特に深掘りする調査といたしまして、母子家庭・父子家庭のバランスをとりまして、インタビュー調査も行ったところがございます。

それを抜粋したものが資料3-1です。

まず初めに「(1) 情報とのつながり、相談の状況について」ということでございます。資料3-2でいいますと45ページが特徴的と思っています。つながりといった部分で見たときに、例えば「子どもを通じた親同士の交流があるか」というお尋ねをして「ない」というお答えが42.1%にも上っているということがございました。53ページもご覧いただきたいのですが、他のひとり親の仲間・友人についてお尋ねしているものがございます。そうした中で「ひとり親の仲間・友人がいない」とお答えいただいている方が4割近く、38.6%ということで、こういったことから、情報とのつながり、相談の状況以前に、この委員会ですと御指摘いただいておりますように、孤立、つながりといったところでの課題が見えてきたと思います。

それを前提に、資料3-1の(1)でございますが、そうしたひとり親の方も含めて、子育て、仕事に追われながらどのように支援に関する情報を得ているのか、得る場所として行政窓口等をどのように活用しているのかという調査もこの中で行っております。その内容をここに簡単に御紹介しております。

結果といたしましては、解決方法としては「ネット・SNSで情報収集」が最も多く、3割強でございました。自由意見の中にも「行政側が情報をもっと発信してほしい」といったコメントも多く寄せられております。

行政窓口等への相談については「したことがない」という御回答が34.1%に上っております。理由につきましては「窓口に行く時間がない」「時間が合わない」「行くのが大変」、合わせて5割近くの方がそういう理由を御回答いただいております。また、自由意見として記述で書いていただいている中でも「もっと身近に相談場所があればよいと思う」「休日でも利用できる窓口・サービスがほしい」などの意見もございました。

2つ目の御紹介といたしましては「(2) ひとり親が抱える悩みや困りごとについて」、ひとり親になった当初と、現在の時点でどういう状況であるか、調査しております。ひとり親になった当初はやはり「お金に関すること」が最も多く、27.1%です。ただ、男性については「子育てに関すること」が多く、「住まいに関すること」につきましては女性の割合が高いという傾向がございました。現在の悩みとしては、引き続き、やはり「お金に関すること」が多いということですが、女性につきましては、継続して「住まいに関すること」というお答えを15.9%の方からいただいております。一方、男性では住まいについて悩む方はほとんどいないという状況もございました。

「(3) 養育費・面会交流について」でございます。こちらは、ひとり親に特有の問題

である養育費や面会交流についてどのように考えているのか、実施状況等についてもお尋ねしたところでございます。こちらも、取り決めはあるが受け取っていない、取り決めもなく受け取っていない、要は受け取っていないという方々を合わせますと63%以上になりまして、自由意見でも、養育費の支援に関して「行政に支援してほしい」という意見もございました。また、面会交流を実施していない理由についてお尋ねしたところ、お子さんと同居している親が一方の親には会いたくない、あるいは同居していない親がそもそも会いたがらないといった事情もあるということで、この理由・背景については当然のことながらさまざまあるので、一概にこれをもってどうだということではないと思いますが、そういう事情がそれぞれ多いという傾向はうかがえたということでございます。

簡単ではございますが、資料3-1、3-2の御説明は以上でございます。

○森田委員長 それでは、今まで委員の方から要請があった資料についての御質問や感想、御意見等がございましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また、それぞれの御意見のところではこれを使って御発言いただく形でも結構です。

それでは、とりあえず資料についてはこれで御説明いただいたということで、続きまして、第1回、第2回、あるいは御提出いただいたさまざまな意見あるいは資料等に基づいて、第4期計画の方向性について議論させていただきたいと思っております。事務局からこれにつきましても御説明いただけますでしょうか。

○玉岡課長 それでは、資料4をご覧くださいでしょうか。「第1回、第2回策定委員会を踏まえた施策の方向性(案)」というタイトルになっている資料でございます。

先ほども御紹介いたしました、左側に本委員会においていただいた主な意見をグループごとに整理しております。

先ほどもこちらで触れさせていただきましたが、全体に対する意見としては、ひとり親が孤立している状況がある、あるいは相談や支援につながっていない状況があるということをもっと押さえたいと思っております。それを踏まえまして、現行計画の4つの施策分野ごとの意見として整理しております。

1つ目のグループの「相談体制の整備」につきましては、先ほど調査結果に触れましたが、相談しやすい窓口体制の整備が一つの課題になっているのではないかとということがあります。

それから、民間支援がふえてきておりますが、支援がいろんなところでばらばらに行われており、それを一括して紹介できるようなツールがないといった部分でわかりにくいといったこと、相談窓口や施策の存在をどのように知ってもらうかということが御意見を踏まえた課題として出てきているところでございます。

また、面会交流につきましては、前回、前々回、先生方からも御意見がありましたが、背景はさまざまということもありますので、専門性が高い案件ということで対応は難しい部分があるといったことがありました。

2つ目の「就業支援」でございますが、仕事と子育ての両立困難といったところがございます。また、先ほど触れたとおり、ひとり親になった直後はひとまず職を探すということで職を得ますが、その後、お子さんが成長するに当たって、より経済的に負担が大きくなっていく中でステップアップを目指す必要に迫られるひとり親の方々もいらっしゃるということでございますので、そういったことに対応する必要があるのではないかという御意見でございました。

3つ目の「子育て支援・生活の場の整備」でございます。こちらは、先ほど母子生活支援施設に対する御意見を紹介させていただきましたが、まとめて言いますと、母子生活支援施設の積極的な活用が進んでいないのではないかと、入所率を見たときにも低下している状況もあり、積極的な活用からは遠いといったところでございます。

そうした中で、具体的な活用を進めるための課題として委員の皆様方から御指摘いただいているものとしては、職員のスキルの問題、ひとり親本人あるいは区市、特に施設の無い区市に対して母子生活支援施設入所のメリットが十分に周知されていないということ、あるいは広域入所が進んでいないという状況もございました。

また、住居支援では、シェアハウスなども現在はいろいろな取り組みとしてあることや、保育サービスやファミリーサポートセンター事業などの子育て支援事業がいま一つ使いにくい部分があるのではないかという御指摘もございました。

4つ目の「経済的支援」では、先ほど養育費にも触れましたが、特にひとり親の母については収入が低いことをこれまでの委員会で御紹介しましたが、安定した収入の確保が必要であることが主な意見として挙げられていたところでございます。

これを踏まえまして、東京都といたしましての第4期計画における方向性(案)でございますが、全体として強化すべき視点としましては「ひとり親を相談・支援にどのように『つなぐ・つなげる』か」ということを一つ大きな前提の柱として掲げたいと思います。その上で、4つの施策分野ごとの方向性として具体的に御説明させていただいております。

初めに「相談体制の整備」です。

相談しやすい場所の問題、これは東京都におきましては、例えばひとり親家庭支援センターが飯田橋にあるということ、区市町村におかれてはそれぞれの福祉事務所、子ども家庭支援センター、先ほどの参考資料でつけておりますが、そういった状況の中で相談しやすい場所あるいは方法等について、より充実させる必要があるのではないかと考えております。特に相談に行くのが難しいひとり親の方々への対応等に留意する必要があるのではないかとということです。

それから、先ほど情報収集の手段としてホームページやSNSから情報を集めているひとり親の方が多いといったことがございましたので、行政としてもそういったものを念頭に置きながら情報発信について工夫が必要なのではないかと考えております。

また、面会交流につきましては、さまざまな背景を踏まえて専門的な相談が必要になりますので、そうした相談に対する支援のさらなる充実を都として取り組めるのか、取り組

めないのかといったことも方向性として考えていかなければいけないと思います。

2つ目が「就業支援」でございます。

ひとり親の方々は子育てとの両立が必要でございますが、子育ての状況もさまざまというところもございますので、それぞれのひとり親の方々に適した就労形態への支援が必要になってくるということや、お子さんの成長に応じて経済的な負担もふえますので、それに応じたキャリアアップ支援も念頭に入れていく必要があるのではないかと考えております。

3つ目の「子育て支援・生活の場の整備」でございます。

母子生活支援施設につきましては、都内施設の支援力を高めることが重要と考えておりました。例えば施設でこういった形で取り組めば支援力が高まるのではないかとといったガイドラインを都として取りまとめ、施設間で共有いただきながら、施設総体として支援力を高めていただく。あるいはひとり親及び支援者に対して母子生活支援施設そのものの周知をより進めていく。これは秘匿性とのバランスもございますが、そういった中で周知を工夫していく必要があります。

それから、当然のことながら区市との連携が求められますので、広域入所、施設利用の促進といった視点からは区市との連携を都としてしっかりつけていかなければいけないと考えております。

また、住居関係ではシェアハウスなどの話もありましたが、ひとり親の住居への支援と福祉施策の組み合わせなどにより、孤立、つながりがないということでは意味がない部分もございますので、見守りながら、ひとり親の生活を支えていくという仕組みも必要と考えております。

その他、個々のサービスについての支援の充実も重要だと考えております。

4つ目の「経済的支援」です。

養育費の安定した取得に関する支援につきましては、安定した収入の確保も一つの大事な要素になっている部分がございますので、行政としてどのような形で支援に携われるのかも含めて検討してまいりたいと思いますし、離婚前からの情報周知といったことも視野に入れながら検討していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、これまで皆様方からいただきました意見をグルーピングし、それに対応した施策の方向性(案)としてまとめたものでございます。よろしくお願いたします。

○森田委員長 以上、今まで2回の意見をもとに方向性ということ、具体的には4つの施策分野の中で、1番目は相談体制の整備、2番目が就業支援、3番目が子育て支援・生活の場の整備、4番目が経済的支援ということで、具体的には、3番目の子育て支援・生活の場の整備の中で母子生活支援施設に関することとその他に分けて書いていただいています。

それから、5項目めとしては、皆さんから御意見をいただいていることがありますので、

それを含めてですが、お話をしたいと思っています。1項目ずつ、ある程度の時間がとれますので、皆さんからの御意見をゆっくり頂戴したいと思っていますが、意見書が出ている方はそれをもとにお話しただけならと思っています。

この4つですが、全体として強化すべき視点ということで「つなぐ・つなげる」という、支援者の側からは「つなぐ・つなげる」ですけれども、その前提として具体的には当事者の方たちが「つながる」という気持ちになれるような施策でなければならないわけですから、そういう意味で「つなぐ・つなげる」ということと、その結果として「つながる」という気持ちになれる、こういった事業展開ができる、そのことによってサービスの価値が展開できるということが必要になってくると思います。そんな大きな方向性ということをしっかり見据えて御議論いただきたいと思っています。

もう一つ、母子家庭あるいは父子家庭、ひとり親家庭というのは、常に大人と子供、そういう2つの世代と一緒に暮らすという大きな課題があり、それぞれの子供や大人に支援が必要なことがあります。特にひとり親として暮らしている大人たちへの支援、その子供たちへの支援というもの、そしてまた今回の議論の中でも出てまいりましたが、その親と子がどういうふうに関係構築をしていくのか、いろいろな答申では再構築というふうに書かれているわけですが、今の子育て家庭の状況でのさまざまな問題の出現の中には、最初の母子関係、父子関係が成立していたかどうかということに対しても、私たちはその再構築あるいは構築というところから手がけなければいけないのか、考えてみなければいけないのではないかと考えているわけです。

そういった意味で、いわゆる普遍的な子育て支援、保育、教育、そういったもの、あるいは今、子育て世代包括のさまざまな取り組みがありますが、こういったものとの連携の中で、ひとり親あるいはひとり親子をどういう形でサービスとつないでいくのか、そのときのサービス提供はどうあるべきなのかというあたりの視点をぜひ持っていただいて、御意見をいただければと思っています。先ほど申し上げましたように、5つぐらいの柱でお話をさせていただきたいと思っています。

まず「相談体制の整備」というところから御意見をいただくということで、相談体制ということでは調査結果等からもかなり御意見がありますので、ここに書かれていることを補強するような形でも、あるいはここでの御意見でも構いません。御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。どうぞ、赤石さん。

○赤石委員 調査結果を踏まえて、大部なものをありがとうございます。

今、全部は見られないのですけれども、相談体制の整備として、御意見でも挙がっていた中で「相談しやすい場所や、方法等」となっておりますが、調査結果を見るところでは、時間という問題が結構大きいのかなと思います。やはり働いている方々が多いひとり親ですので、時間外の相談ニーズを把握しなければいけないと思っています。各区には母子・父子自立支援員が配置されておりますが、週に1回ぐらい時間外の相談を受けるというような配置、勤務時間をずらすとか、可能なのではないか、あるいは土曜日というようなこ

とを視野に入れたらどうかと思います。やはり身近な自治体での御相談が受けられる体制が必要かと思います。

また「HPやSNS」と書いてありますが、私の提出資料も見ていただきながらですが、メールマガジンというのはかなり有効かと思っております。今、都内でも各自治体でメールマガジンを出していらっしゃる場所がございます。また、「ひとり親家庭支援センターはあと」もお出しになっていらっしゃると思います。私ども民間団体として、しんぐるまざあず・ふぉーらむもメールマガジンを出しております。

こういったものをどう考えるのかなのですが、メールマガジンは、ハードルを下げて、無料ですし、より広い範囲の方、プレシングルマザーとか、行政が母子世帯として把握できない方にも、いろいろな形で児童扶養手当の受給ができないような方にも大きく網をかぶせるツールではないかと思っております。各自治体がメールマガジンを出せるような予算措置も含めたことが必要なのかなと思っております。

私どもは、メールマガジンを登録するとき、情報量は非常に少なくしています。お名前、メールアドレス、生年月日、都道府県のみ、あとはアンケートをつけているだけです。そうすると、自動登録で毎日2人、5人とか登録がどんどん来て、何千人にもなっているわけですが、そこは大きい網をかぶせるという覚悟を決めて情報提供する。世田谷区のひとり親のメールマガジンは、別にひとり親という条件はないので、とれるわけです。そういう大きい網をかぶせる。しかし、施策の要件が厳しいものもございますから、そのときはきちんと個人情報をとってやらなければいけないですが、その仕分けをきちんとしたほうが、「つなぐ・つなげる」のその前段のところをもっと活用することが必要なのではないかと思っております。提出資料にも書かせていただきました。

もう一つが、ひとり親同士が会っていない、知り合いがないというのは先ほど課長さんから御指摘がありました。これは私どももよく聞きます。私どもは、グループ相談会、ママカフェ、いろんな名前で都内でも何か所かでやっております。そこに参加されるママたちが必ず言うのが、これまでシングルマザーに会ったことがなかったということです。

でも、学校でも保育園でもあなたの隣に保護者でいらっしゃると思うわけです。今の東京都の母子世帯の出現率、父子世帯の出現率から考えれば、必ず同じクラスにいるのです。会っていないとおっしゃるのは、保護者会とか、そういったところで自分が母子家庭であることを言っていないのです。言えないと思われているので、ほかの人とも出会えない。

前はもうちょっとぼろぼろ言っていたし、私も言って子供を育てましたが、ここが現代的な課題です。ほかの人と差異があることは言いたくないという文化が非常に強くなっています。ですので、ひとり親の交流の場というのは非常に必要だと思っております。お隣に座っていらっしゃる荒川区さんは、シングルマザーの交流会を年間計画で毎月やっています。すばらしいと思います。こういったことを各区市町村がやれるような、これは厚労省の生活支援講習会の事業としてもやることはできますので、こういったひとり親

同士の交流の場をつくるというのが非常に必要かと思っております。

そのときに、私どもは安心安全のルールをつくっております、私の資料を見ていただければいいのですが、これはとても大事なことで、名前を名乗らなくてもいい。正式の名称、戸籍名でなくてもいい。今、呼ばれたい名前がいい。ここで聞いたことは外では話さない。こういった安心安全のルールがあることによって、DV被害の方もいろいろな御事情を抱えている方も安心して参加できます。このことはやはりきちんと保証していくことが必要かと思っております。

SNSといったときに漠然としていますが、LINE相談も行政で試行的におやりになっていらっしゃる場所があります。私どももメール相談をしているので、結局、それがLINE相談のようになることがございます。若年の妊娠・出産したお母さんから急にメールが入る。お友達のところに移転したのだけれどもと言われる。こっちからしたらリスクが急に高くなっている、何とかして事情を聞き出したいわけです。そうすると、メールのやりとりになる。しかし、すごく長い時間がかかりますので、こういったものをSNSでやるのが本当に成果が上がるのかというのは、先行事例を見ないと厳しい。神奈川の相談の講師も私は務めさせていただいて、状況もお聞きしたのですが、お一人にかかる時間は物すごく膨大という印象を持っております。

面会交流ですが、「専門的な相談」と書いてあります。私としましては、やはりできない方もいらっしゃるということを踏まえる。それはDVやモラルハラスメントの継続につながってしまうということがあると思います。この調査報告書の中にも、パニック発作になってしまうとありますが、絶対この前にモラルハラスメントなり暴力なりの背景があるから、そうおっしゃっているのだと思います。そういったことが書いてありますので、やはり親子にとってマイナスになる事例については推進は難しいということ踏まえた面会交流支援であってほしいと思っております。相談のところで一応意見を述べさせていただきました。

○森田委員長 ほかにいかがでしょうか。新保さん、お願いします。

○新保副委員長 赤石委員の御発言に基本的に賛同いたします。考え方として、メールやSNSなどが得意な分野と、面接してやりとりすることがとても大事な分野、両方あるのだろうと思います。

例えばここに出てきているもので言うと、相談しやすい場所で方法等を充実させることなどを考えるとすれば、就労支援、面会交流、養育費、そういうテーマについて言うならば、アクセスしやすく、先ほどもおっしゃっていましたが、できれば夜間なども含めて開くことができるような、専門的な相談ができる場所をもう少し身近なところにつくっていくことが必要なのではないかとまず思います。

一方で、名前を明かした上で相談することをちゅうちょする、特に行政機関に名前を明かして相談することをちゅうちょする人もいるのだろうと思います。そういう方にはメールもしくはホームページ、SNSなどを通じて出会い、一定の信頼感を得た上で、例えばNPO

団体などが面談を行うというところからスタートして、もし制度を正確に使うという必要が出てくるならば、行政機関につないでいただくことが必要だろうと思います。そのときには多分、NPOと行政機関との連携が必要になるとと思いますが、秘密保持の義務をどういうふうにお互い実現するのかということについて一定程度話し合っておく必要があるのではないかと思います。

私も今日は提出資料を用意して、2点、書かせていただきました。

妊娠期間中及び出産直後の支援が届きにくい、情報も届きにくいし、相談もしにくいという状況がある。これが課題1です。課題2は、母子生活支援施設にかかわることでもあるので、後でまた発言させていただきます。

課題1については「ゼロ歳ゼロカ月死亡」という例が国の死亡事例の検討会の中でとても話題になっています。とても大事な事業であると思います。虐待対応としても、実親が育てることを支えるということも含めて、あります。個人的に言うと、新宿コインロッカーベビー事件、これは1971年にあった事件ですが、私は小学校に入ったばかりで、こんなことが起こるのだとすごく印象深い事件で、きょうも新宿のそばを通ってきましたけれども、新宿にある東京都庁の近くで起こった事件でもありますから、重視する必要があるだろうと思います。

こういう案件というのは、行政機関が直接相談に応じるのは少し苦手な案件ではないかと思っています。これをやるべきなのは多分、NPO団体で、当事者の気持ちを詳しく知っていて、当事者の方々がこの方たちだったら話してもいいというNPO団体の方たちをお願いするのがいい、そういう事案ではないかと思っています。

特に、望まない妊娠がわかってから出産時までの相談相手が不足しているし、情報も不足している、精神的に不安定、経済力も乏しいという人に対して、公的機関は確かにありますが、ここに直接行くというよりも、NPO団体などの御尽力を仰がざるを得ない、仰ぐべきことではないかと思っています。

同じことは、国の会議、子供の貧困対策の会議や社会保障審議会の中でも話題になっていますが、明確な解決方法はまだつくりだしていない状況にあります。東京都はこの案件について先進な課題を抱えている場所でもありますので、東京都としてどこかのNPO団体と契約し、SNSなどの発信でその方たちと団体が連絡をとれるということについて、行政としてNPO団体を積極的に支援することが必要ではないかと思っています。

繰り返しになりますが、先ほどお話ししましたように、お願いする団体について行政が余り拘束しないということがこの事案については必要であり、かつ出会った事案について可能な範囲で連携、守秘義務のもとでお伝えいただく仕組みをつくっておく必要があるだろうと思われます。この案件についてはこの会議のテーマではないかもしれませんが、婦人保護事業との関係がとても大事になってくると思いますので、婦人保護事業との関係も含めて検討いただく必要があると思います。妊娠期間中から出産直後のことというのは、行政が直接というよりも、NPO団体がとても大事な力をお持ちですので、その力を生かして

御活躍いただくというのが特に必要ではないかと考えます。

以上です。

○森田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

今、お二人から御意見が出てまいりましたが、情報というものがどうしてもひとり親の場合に、最近、婦人保護との関係性の中で、いわゆるシェルターをある意味では併設しているという形で、保護性というのでしょうか、そこが強くなってきているために、母子生活支援施設も東京都の場合、基本的には全部、所在地を明らかにしていないですね。こういうふうに情報を管理してしまうと、当然ですが、今、ネット上での情報を整理して、自分自身はどこにどういうふうにつながっていくのかを判断していくことが強くなってきている人たちにとってみると、情報が入らないということは致命傷になってくるわけです。

そういう意味で、どこまで情報を豊かにこの社会の中で提供できるかということ、出された情報がバイアスの余りかかかっていない、しっかりその人たちを応援するという方向性を持つものであってほしいと願うこと、こういったことがとても大事ですし、そこでつながった人たちが、今度は具体的に自分の中で本当に必要な情報は何なのかということと一緒に考えてくれる人や場というものがなくて、そのときにどのような専門的なアドバイスがきちんと入るかということなのだろうと思います。

私もいろいろ労働政策などもお手伝いしましたが、東京都は広いですので、先ほどお話があった、夜（相談窓口を）開けても、東京の端っこから飯田橋まで来ることは不可能ということもあるかもしれません。そういう意味では、幾つかの自治体の力をかりるとか、あるいは東京都がまた新たな場所を設置するとか、そういった視点も相談支援の場ということでは考える必要があるのではないかと思います。

それでは、最後にまとめをやっていきますので、総合的な視点はまた出していただくということで、2番目の課題に入りたいと思います。「就業支援」ということで、キャリアアップ、資格取得や学び直しというところでの御意見が出ておりましたが、いかがでしょうか。

私は、10代で出産した親たちの研究をずっと長くやってきておまして、学び直しはとても大事です。ただ、学び直しというところまでたどり着けない人たち、例えばハローワークにもつながらない、高校の卒業認定にもつながらない、学校あるいはキャリアというところでの学び直しをどのような形で東京都として応援していくかということはとても大事だと思います。

前の計画のときに、高校卒業認定をとるためのさまざまな支援が出ておりました。きょうの資料の中に「高等教育の修学支援新制度」が出てきておりますけれども、こういった経済的な支援と同時に、具体的には子供の養育の場を提供してもらう、いわゆる保育支援あるいは子供預かり支援というようなものですが、今、通信制の高校とかでさまざまな年代の人たちの学び直しがありまして、それが全国で13ぐらいでしたか、今、子育ての場を持っている学校が出てきております。都立高校もたしか2つぐらいそういったことをやっ

てきていますので、そういう場を活用して、もう一回修学みたいなことができないか。

あるいはそういったことをするとき、私たちはよく相談を受けることがあります、中退したときの単位をどこまで認定してもらえるかということで少し応援してもらい、そういった総合的な修学支援あるいはキャリアアップのための支援ということができたらいいと考えております。東京都の場合には都立高校を持っていらっしゃるの、夜間部、通信制というところで子供の預かりをやりながら、あるいは生活相談を総合的に、ソーシャルワーカーなどの配置を考えられると思いますので、そういったことを含めて相談に乗っていただけたらどうかと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

○齋藤委員 私の今いる自治体で子供の貧困に関する委員会がありまして、そこでも学び直しの話が議論になりました。いろいろな経緯の中で、難しさも感じながら、すごく重要なところだと感じましたのは、義務教育の間は教育委員会を通じて情報がまだわかったりするのですけれども、義務教育が終了した後、高校に行く年代になると、例えば生活保護や社会的養護の世帯であれば行政も把握できるそうなのですが、それ以外の人たちがかなり困った状態で、場合によっては不登校からひきこもりになっていたりということで、学び直しがあるという情報自体を得ることができないのではないかとということと、数自体が把握できないという中で、どのようにその方たちに必要な情報が届けられるかということが議論になっていました。

そこで答えは出ていなかったのですが、すごく重要だという話が出ていたのが、その年代というのは大事な10代のところで、その後高校中退して孤立していく傾向があったり、場合によっては貧困に陥りやすい環境になったりということで、今までの貧困層と言われている、そうではない方たちもさらにその層がふえていくような可能性があるということで、そこについての取り組みがとても重要だろうという話がありました。

答えは出てはいないのですが、そこをどう取り組んで、声を拾っていくかということでは、いろいろところで子供の居場所とか、いろんな方法をやっておりますので、施設でも付随したようなプログラムをやっていますが、そういったところでも情報共有をしながら、中学を卒業してしまうと、自治体を超えて、東京都全体の中で都立高校での情報交換、そういった中での支援体制や情報共有ができると何か答えが見つかるところがあるのかなと感じています。

○森田委員長 就業支援ではいかがでしょうか。ほかに御意見は、どうぞ。

○赤石委員 最初の報告のときに申し上げたのですが、ひとり親家庭の無業の親、あるいは働いていても抑鬱度が高いということが調査で報告されております。鬱傾向が強い方に対して、頑張って働きましょうという情報だけを届けるのでは、その方がさらに自分は至らないのだ、自分はだめなのだと思ってしまうということがあります。抑鬱度が高いということがわかっているひとり親に対しては、まずはエンパワーメント、その方を勇気づけたり、自己肯定感をアップする、そういうプログラムがやはり必要かと思っております。

今、就業支援というところで、そのあたりの支援はなかなか手が届いていない印象を受けます。ひとり親の交流の場もエンパワーメントの場ではありますが、もう少し就業支援に具体的につながる前のエンパワーメントするプログラムといったものが意識されてよいのではないかと、元気になるようなセミナー、自己肯定感がアップできるものが必要とおもっております。

また、先ほど子供の年齢に応じたキャリアアップといったお話があったのですが、私がお伝えしたいことは若干違って、中学になって教育費がかかるころにキャリアアップしようと思っても間に合わないわけです。お子さんが保育園に行くと年長ぐらいになると大分病気をしなくなります。このくらいのときか、小学校1年というのはちょっと難しいので、2年、3年になったとき、子供が学校になじんだ、学童クラブも何とか行けているというようなこのあたりに、ライフプランを見通したキャリアアップが必要なのです。

ライフプランを立てるのは、みんな怖がってしないです。教育費が幾らかかるのか、そんなのは怖くて考えたくもない。みんな避けているのです。大学に行くときには、今、給付型がちょっと広がってきたのですが、専門学校、大学に入るときは100万円ぐらい必要、そのためには児童手当は別の口座にためて、手をつけないようにしようとか、そこに児童育成手当も入れればさらにいいのですけれども、100万円はためようとか、もっと頑張って500万円ためようとかいうライフプラン、マネープランをお伝えしつつ、それを見据えたキャリアアップという意味でございますので、本当に費用が必要になってからというのだと間に合わない。

それから、今、習い事圧力がとても強いので、ママたちはそちらに右往左往してしまいます。しかし、これは教育産業のなせるわざで、低年齢にどんどん習い事というのを攻撃してくるわけです。そういうのが保育園や幼稚園では蔓延していますので、ひとり親でもそういうところにやらなければいけないのだろうかと思ってしまう。でも、ライフプランを考えれば、今はためどきだよとか、こういったことがちゃんとわかる支援、ライフプランに応じた支援が図れるといいかなと思います。

以上です。

○森田委員長 この就業のところ、ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、伊藤さん。

○伊藤委員 自治体としてということでの話ですが、今、赤石委員からあったように、ライフプラン、特に就業相談をどうしていくのかというところで、まだ完璧にできているわけではないのですけれども、国も、児童扶養手当の現況届のときにそこで就業相談ができるようにしなさいという話があります。児童扶養手当の現況届があるときにアンケートをとって、私たちのところでの職業訓練の事業があるとか、その後、御自身としてキャリアアップしたいのかという相談ができます。それを受けたいかどうかというようなアンケートを必ず1枚、現況届をするときに送って、持ってきてもらったときにお話を聞いて面談するというをやっています。そういった中で、今もらっている給料の金額よりも、それ以降、自分はもう一つキャリアアップしたい、ではそのために何ができるのかという相

談できる場をつくってはおります。

また、実際に仕事をかえるというのは、その方にとっては大きな決断をしなければいけない。生活を変えなければいけない。では、お子さんとの関係、学校はどうかというように課題があります。相談を受けたから、すぐ進むというわけではなく、やはり半年間ぐらいかかって次のキャリアアップをどうしていくかということが多いのです。毎年、現況届のときにアンケートをとるようにしたので、8月の現況届から12月ぐらいまで断続的に相談したいという方がふえている状況になっております。

あと、高校に行くため、大学に行くため、やはり学費がかかるので、母子・父子の貸付事業もやっていますが、高校3年生になって学費がないからと相談に来られてもすごく難しいということがあります。貸し付けをするときに、その方の生活がどうなっているのか家計相談もやりたいのですが、なかなかできていないので、今は、飯田橋にある「はあと」にお願いして、一緒に相談を受けていただいたりしています。早い段階から生活の見立てができて、仕事もそうですし、お子さんが18歳になって以降、その方が生活できるすべをもっとつくっていったらと思っております。

○森田委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○中根委員 今お話があった「はあと飯田橋」ですが、私どもの会で就業の相談をお受けしています。相談をたくさん持ちかけられて、それなりの成果は出ていると思います。皆さん怖がらずに電話をかけていただきたいと思っております。こういう就業相談とか、いろいろな相談事があると思いますが、民間もそうなのですけれども、行政のほうがもっとひとり親のほうに目を向けて、例えばワンストップサービスとか、そういったところを充実させていったらいいのではないかと考えています。

○森田委員長 ありがとうございます。

マザーズハローワーク、こういったものとの連携というのは、マザーズハローワークが担当制をしいて、ひとり親ではなく働く女性たちの再就職というところに大きな可能性をやってくださっているのだらうと思います。具体的には、ひとり親の政策の中で言えば、母子家庭はまさにマザーズハローワークの対象になっていくわけですが、そのときのひとり親であることへの配慮とか、あるいは具体的には支援ということについては、マザーズハローワークではどんな認識で連携とか、そういったものを持っていらっしゃるのか、そのあたりのところはどうかでしょうか。お話しいただいてもよろしいですか。

○山口委員 そのターゲットがイコールではないのです。働く女性の方なので、そこは短時間であろうが、フルタイムであろうが、希望者はいろいろいますが、必ずしもひとり親というわけではない。ここで対象になっているというのは、生活保護、児童手当とか、受給されている方々もこの議論のテーブルにのっていると思います。

○森田委員長 これはそうではないですね。

○山口委員 ここで支援する対象というのはどういう方なのか。マザーズハローワークの利用者とかぶらないのです。ちょっとずれているというか。

○森田委員長 全く。

○山口委員 全くというわけではない。重なっている部分はあるのですが、ちょっとずれがあるというイメージを私は持っています。

○森田委員長 そういう認識でよろしいですか。

○赤石委員 すごく偏った意見かもしれませんが、マザーズハローワークは、夫もいて、短時間でもいい、でも子供がいて仕事を見つけにくい、こういう方への就労が多いと思っています。マザーズハローワークのミッションの中に、ひとりで子供を育てて働かなければいけないという方たちへの就労のイメージがあれば、私たちはありがたいと思いますが、ちょっとずれているような気もいたします。

○山口委員 来られれば、当然、個別相談して、マザーズハローワークのメニューの中で支援させてもらいますが、今、私がイメージしているのはそちらではなくて、自治体との連携の中の一体型の実施、1回目のときに説明させていただきましたけれども、そちらの人が対象なのかなというイメージなのです。

○森田委員長 実態調査をやると、マザーズハローワークというのは、ある意味では広報活動が効いているので、そこに行くという人は結構いらっしゃるのです。そういう意味では、一般施策の中のひとり親支援というものをもっと深めていく。例えば先ほどの話で言えば、こういったマザーズハローワークもそうですが、ほかの子育て支援の場であったり、あるいは保育園であったり、そういったところがいろんな形でひとり親の支援をきちんと位置づけてくれるということが、具体的にはひとり親支援の方策なり、あるいは入り口のところをかなり広げていくことになっていって、先ほど赤石委員もおっしゃったけれども、これだけひとり親がふえてきた中で言えば、もっと入り口の部分を広げることを考えなければいけないのではないかと思います。そういう意味で、今、労働政策の中で働く女性たちが知り始めてきていて、しかも担当制をしいて、非常に丁寧な支援をされている、そういったマザーズハローワークとか。

○山口委員 一体的実施の中で担当制をしいていないわけではないですよ。やっていることは同じなので、私の中で、マザーズハローワークだけ特出しというのはちょっと違和感があるのです。

○森田委員長 そういったことも御検討いただけるとかなり支援の裾野が広がっていく。ハローワークなどの利用というのが、ある意味でいうと、政策的には利用の機関として一番多いのです。母子・父子自立支援員のところに行ってくればいいわけですが、つながりにくい人たちがもうちょっと一般的な事業のところにつながってくれる、そんなものができていったらいいのではないかと思います。

就業支援というところで今お話をしましたけれども、それ以上に、先ほどワンストップの話がありましたが、ひとり親ということでのサービスの集中という方法もあると思います。

○新保副委員長 よろしいですか。

○森田委員長 どうぞ。

○新保副委員長 マザーズハローワークのほうがひとり親はふだんやっていないから。

○山口委員 やっていないわけではない。利用者の中にそういう方も当然おられます。

○新保副委員長 本当の専門性ではないとおっしゃるのであれば、ハローワークが現在持っていて、母子・父子自立支援員の方たちがお持ちでない情報というのがあって、求人情報について接続していただけるのであれば、もしハローワークができないのであっても、各区役所でいい仕事ができるのではないかと感じます。

○山口委員 自治体の中でハローワークと一体的になって実施する窓口があります。そこの中に求人情報も、ハローワークと同じ情報が提供できます。

○新保副委員長 そこはハローワークの方がいないとその情報は得られないのですか。

○山口委員 相談員がおります。

○新保副委員長 その方はハローワークの人ではないのですか。

○山口委員 一体的実施の窓口にいるのはハローワークの相談員です。

○新保副委員長 そうですね。その方は見ることができるけれども、母子・父子自立支援員の方はその情報は見られないのですか。見られるのですか。

○伊藤委員 母子・父子自立支援員が情報を見ることはできないので、私たちのところも区役所にハローワークの相談員が来ているので、その方のところに一緒に行って、プログラムを立ててもらっています。相談にきたひとり親をナビゲーターにつなげて、その後の進捗状況は、母子・父子自立支援員にフィードバックしてもらい計画を立てています。

○新保副委員長 面倒くさいのではないかという感じがします。ハローワークが持っている就労情報、仕事についての情報を区役所の中におられる方が見るようになるのであれば、もっとスムーズにライフプランと養育費のことと就労支援を一括して行うことができるのではないかと。つまり、先ほどからおっしゃっているワンストップにつながることはないかと思います。今そうならないから、頭に浮かばないのだと思いますが、ワンストップにつながるとするならば、就労情報も将来のライフプランに関する情報も先ほどおっしゃっていた養育費に関する情報も一括してやっていくというのが望ましくて、やるのだったら区役所なのではないかと思います。

○伊藤委員 実態としてそれを全部その方がやろうとすると、その方が持たなければならぬスキルがすごく高くなってしまいます。

○新保副委員長 だとするならば、そのスキルを持った人を用意すればよろしいのではないのでしょうか。

○伊藤委員 その方一人がワンストップではなくて、いろいろな部署にそれこそつないでいく、そこにつなぎました、連絡しました、おしまいですではなくて、その話がどうなったのかという話を深めつつ、就業をどうしていくというところは専門の方のところにつながさせていただいて話をしてもらい、情報としてのワンストップはさせてもらっています。

○新保副委員長 それでいいのです。情報としてのワンストップとして、就労情報を区役

所がいつでもとれるようにしておいたらいいのではないのでしょうか。

○伊藤委員 そういう意味では、情報はとれています。

○新保副委員長 区役所の職員が見られる状態になっていますか。

○伊藤委員 区役所の職員がではないのです。

○山口委員 見られるというのは。

○森田委員長 ハローワークの端末が1個置いてあるのですね。

○新保副委員長 その端末を区役所の、例えば自立支援員でも構わないし、就労支援の方が直接、一人で見えて、個別具体的なAさんの就労支援の将来のあり方について自分の執務の中で一人で見ることができるといった状態になっていますか。

○伊藤委員 それはなっていない。

○新保副委員長 なっていないですね。それをしたほうがいいのではないかとというのが私の提案です。

○山口委員 それは各自治体ですか。

○新保副委員長 各自治体の窓口で情報が得られる状態をつくったほうが就労支援はしやすいのではないかと思います。

○森田委員長 労働政策の中で東京都がなさっているものと具体的には各自治体で行わなければならない就労支援を、どんな形で情報と具体的な個別支援をつないでいくかということについて、これはいろんな意見があるということで、御検討いただくということでここは閉じさせていただいてよろしいでしょうか。次に進めさせていただくということでお願いいたします。

それでは、続いて「子育て支援・生活の場の整備」ということで、これもとても大きな課題として、いわゆるシェルターの的なものあるいは母子生活支援施設というものをどういうふうに関後活用していくか、子育て支援・生活の場を具体的に地域の中でどんなふうに関整備していくかという課題ですが、御意見をお願いいたします。齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 資料4の「子育て支援・生活の場の整備」のところにつきまして、前段のところの整理も含めてまとめていただきまして、ありがとうございました。

私からは、先ほどの赤石委員提出の資料の次に、少しずれているところがあるかもしれませんが、表にしてありますので、それに基づいてお話しさせていただければと思います。

こちらにつくりました表は、左側の半分以上、色がかかっているところにつきましては、前回の会議で東京都のほうからまとめていただいたところをポイントにしています。右側は、それにつきまして、東京の母子生活支援施設の母子福祉部会で検討をやっている最中のものです。

私たちのところでも、全体の動きの中で、インケアのさらなる充実や、利用促進ということで入所率の向上、必要な方に必要な支援が届くような方法について検討していくことを今までもやっておりますが、今回、東京都でも調査させていただいております、その中にも利用中の支援について、保育や子育て支援について希望している方たちが多いという

データもありますので、それらを踏まえて、私たち自身の施設のあり方や受け入れについて検討していくということが一つです。

インケアのさらなる充実のところに書いてありますように、●のところが私たち母子生活支援施設で考えていくもの、★のところが東京都にお願いしたり協力していただくもの、☆のところが基礎自治体というふうに分けて整理して考えているところです。

例えば、今、私たちの施設の利用者が、いろいろと精神的なケアが必要な方たちがふえていることや、周産期の支援が必要な方たちも入っていることを踏まえて、医療スタッフの配置、アドバイスをしていただきながら、人材の対応をしながら、専門性を確保していきたいということ、あと、関係機関との連携につきましても、私たち自身もみずからもって関係機関と連携しながら、各自治体との連携をしていくこと、アフターケアにつきましても、地域に向けたひとり親の支援でも、子供の居場所支援とか、地域の子育ての学習支援を母子生活支援施設でも行っているところもございますので、そうしたところがアフターケアの一つになって重要になるというところで具体的な方法を考えていきたいと思っております。

地域の支援ですが、施設の特性を生かして地域の支援を多機能化していく中で、この表の矢印のところですけども、例えば前回もお話ししましたが、小規模多機能のような形の中で、相談、ショートステイ、保育、居住支援、ホームヘルプ派遣などを一つのところで相談しながら、相談と内容がきちっと連携するような形でお話ししながら、支援が使えるようなものができたらどうか。

再統合ではなく、改めて統合に関する支援をしていくということも含めて、例えばお話し体験ができるような、そんな使い方をしていただいたらどうか。

東京型サテライト活用ということですが、例えば公営住宅を使ったり、東京の中でも母子生活支援施設は実は利用者が減っているという話が出ている一方、取り組み方によっては、今、利用者の待機が出ていて、中間的な施設もつくっていくべきではないかということで、サテライトを検討している施設も出てきております。そうしたものを活用しながら、いろいろな方たちが使えるような支援に結びつけていってはどうか。

周産期支援では、東京都では母子一体型ショートケアをやっておりますが、それ以外でも緊急一時と入所支援で周産期支援を行っておりますので、そうした場合のサポートの体制を含めて、職員が安心してできるような体制づくりも必要かと思っております。それ以外のことを踏まえて、地域のひとり親の支援も強化できるようなことを考えていかれたらと思っております。

広域入所の推進については、これから区部、市部いろいろあるかと思いますが、こうした連携は、母子生活支援施設の施設長たちにアンケートをとっているところがございますので、ぜひ進めていただきたいという声が大きいですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

入所率の向上では、例えば入所受け入れのところもありますが、今、母子生活支援施設の入所は福祉事務所を中心とした窓口となっております。児童相談所や女性センターから

も利用はどうかという話ができるような場面も必要になると思いますし、利用者状況を踏まえた柔軟な利用期間を考えることができたらと思っております。

それらのことを今、検討中でございますが、母子生活支援施設の部会の中で検討しているものでございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

○赤石委員 すぐにできることではないのかもしれないのですが、母子生活支援施設という名前に何か愛称がつかないかなと思っております。イメージを一新してほしいとの間も申し上げたのですが、そういう気持ちがございます。大事な事業をやっているにもかかわらず、一番必要な方にイメージが悪いということを考えますと、何か愛称がつくといいと思っております。

また、施設の利用に関しては、住所は出せないにしても、こんなところみたいな漫画や動画、何かアピールしていただけたらいいと思っております。

「子育て支援」では「困難」のところで保育サービス、ファミリーサポートサービスなどの利用の状況についてまとめていただきました。ひとり親ホームヘルプサービスというのは、東京都はほかの道府県に比べて進んでおります。ほかは、母子家庭日常生活支援事業として何年前に利用件数が非常に低いということでメディアにも指摘されました。東京都は利用件数は比較的高いのですが、まだ一時的な利用にとどまっていることが多くて、このあたり、事業者がないのか、荒川区さんにもお聞きしたいところです。すごく大事な支援だと思いますので、ここはやはりきちんと力を入れるべきところかと思っております。

ちなみに、東京都内では、私の報告にも書いたのですが、清瀬市の「子育てネットワーク・ピッコロ」という団体は、年間1,000件以上のひとり親のホームヘルプサービスを実施しております。清瀬市でなぜこういうことができているのかというのは、非常に積み上げがあったのだと思いますが、毎日、父子家庭の方も含めて、10世帯ぐらいのところ派遣して、子供の命、親子の就労を支えています。こういったことがほかの自治体でもできればと思います。清瀬市から西東京市に引っ越した方は、それを利用できないために就労できなくなってしまったりしています。こういった状況を見ますと、ここの充実は喫緊の課題だと思っております。ぜひ、清瀬市の状況がほかの区市町村全てに広がるといいと思っています。

ファミリーサポートの減免措置と同時に、ひとり親のホームヘルプサービスの充実は、繰り返し使っても、上限はあっても仕方ないと思いますが、父子にとっても子育て支援は必要だと皆さんは答えていらっしゃるから、大事な制度ではないかと思っております。事業者のことなどは荒川区さんにお聞きしたいと思っております。

○伊藤委員 ホームヘルプサービスは、23区の中でもやはり利用の件数はすごくばらつきがあります。荒川区では、家事支援と育児支援を実施していますが、育児支援は、保育士

やベビーシッターがいる事業者を選ぶため、今そちらの事業者はすごく少なく、やっても
らえるところがなかなかありません。

家事支援は、介護系の事業者ができるので実施団体はいるのですが、契約で単価が折り
合わなくて、毎年どうしようかと検討しています。

ファミリーサポートの減免を荒川区もやりたかったのですが、減免するときには事務の手
間がファミリーサポートのほうにかかってしまう、その方がひとり親だというのがわかっ
てしまうなどの課題があり、できていません。

何度か事務スキームを検討しているところですが、ひとり親だけではなくて、一般施策
の中でやることによって、ひとり親家庭の方も使いやすくなるのでは、ということで、東
京都が実施している在宅子育てサポート事業を参考に一般施策の中でひとり親もうまく使
える施策を検討しています。

○森田委員長 ちょっとお尋ねしたいのですが、具体的に育児支援というときの子供の年
齢は幾つまでを指しているのですか。

○伊藤委員 うちが小学校3年生までです。家事支援は小学校6年生まで、特に家事支援
は、父子家庭の方が食事がつくれない、お掃除もできない、お仕事でいつも遅いというこ
とで、週に1回来てもらって、いろんな食材でつくって冷蔵庫に入れてもらって、小学校
6年生の大きいお子さんであれば、自分でレンジでチンしてできるのでやっています。基
本的には育児支援は小学校3年生まで、家事支援は小学校6年生までです。

○森田委員長 そうすると、家事支援の場合だと、子供はいるけれども、家事支援という
形でいく。

○伊藤委員 そうです。

○森田委員長 ということですね。例えばその年齢がもうちょっと上になってくると、中
学生たちの見守りみたいな形で。

○伊藤委員 そうですね。うちの事業としては、小学校6年生までのお子さんがある。上
に中学生がいるというのは全然構わないのです。小学校6年生までの子がいれば使える事
業です。

○森田委員長 具体的には、例えば障害のある子供の場合などはどういうふうにするので
すか。

○伊藤委員 特に障害があるからどうだというのは。

○森田委員長 これは年齢を上げるとかはない。

○伊藤委員 それはないです。逆に、障害をお持ちのお子さんでそういった事業が必要と
いうことになれば、障害の施策のほうでヘルパーを入れるという形の事業を実施していま
す。

○森田委員長 そういうものの調整というのはどこがされるのですか。

○伊藤委員 支援員やケースワーカーが障害のほうの事業だったり、養育支援の事業を使
うとか調整しますが、本当に厳しくなってくると個別のケース会議をやって、この方に対

してどの事業を入れるかというのをやります。そうでないときは、御本人と面談する中で、御本人と確認をとりながら、この日はこれを使う、この日はこれを使うというような調整をしています。

○森田委員長 それは母子・父子支援員がやることになるわけですね。わかりました。

○赤石委員 済みません。一言だけ。なぜか千葉県内はファミリーサポート事業の減免が多いのです。千葉市も松戸市も、近隣市もかなりやっていて、ぜひその方式を聞いていただければと思いました。どうやっているかわからないのですが、それから、旭川市が減免が非常に多いですね。600円ぐらいのファミリーサポートの利用料を5分の1、かつ切り捨てなので、低所得の方は1時間100円で利用できるようになっております。

○森田委員長 それでは、よろしいですか。どうぞ。

○新保副委員長 相談体制にかかわることなのかもしれませんが、先ほど新保が提出させていただいた資料の中の課題1は先ほどお話ししましたけれども、もう一つ、課題2についてもお話しさせていただきたいと思えます。

これは母子生活支援施設にかかわる案件ですが、都全体から見ると、母子生活支援施設ということよりも児童虐待に関する施策との関係の中で考えるべきことであるかもしれません。ひとり親家庭自立支援を含む社会的養護に関するテーマとしてとても大事なものを2つだけ、きょうはお話しさせていただこうと思っておりますが、課題1は先ほどお話ししましたので、課題2について話をさせてください。

都内においても親子分離がおくられて虐待死亡事例が発生しています。一方で、余り話題になりませんが、不適切な親子分離、つまり、ちょっと心配だということで早目に親子分離しようということで、結果として、親と一緒に生活する機会を奪われた児童がいるということも確かだと思います。両方とも不適切だと思います。

一昨年の子童福祉法の改正によって、第3条の2の条文ができました。これは、児童が生活する場について、血のつながりがある親子関係のもとで家で暮らす「家庭」を最優先順位にすると明確に規定した上で、2番目として「特別養子縁組」「里親」、3番目として「小規模施設」という順を明示しています。

児童相談所が措置を行うに当たっては、長期的な視野からどれが児童の最善の利益にかなうのかを判断するという物すごく高度な判断が求められるために、結果として親子分離がおくれる事態が発生し、それが死亡事例に結びついているということが考えられます。

この件については、東京都の児童福祉審議会、2014年の報告の中で「母子を一体的に支援する母子生活支援施設の機能の活用を積極的に検討すべきである」ということが「社会的養護の新たな展開に向けて」の報告書に書かれています。

それから、2019年の社会保障審議会児童部会の報告の中で「母と子の一体での一時保護のような仕組みが必要。産前産後母子ホームや母子生活支援施設といった施設の中で、母と子というペアで生活できるということについて状況を見守ることが、家庭養育優先という考え方の中でどうしても必要」、つまり、親子分離をするか否かということをもう少し

親子一体の場面で考える必要があるのではないかという提案が両方の審議会もしくは部会で行われています。

親子分離するかしないかということを含めて、その状態を確認するためには、親と子が一緒に生活している場面を施設の職員もしくは児童相談所の職員が定期的にある一定の場面の中で見続けることが必要なのだろうと思います。これを行うためには、母子生活支援施設という施設はとてすぐれた環境であると思います。母と子が一緒に生活していて、そこで一緒に生活している場面を職員が支援する。母が適切に養育する能力が少し低いと思えば、その養育力を高めることによって無理な親子分離をする必要がなくなるのだろうと思います。一方で、ふだんはよく見えていなかったけれども、この母と一緒にいることは子供にとってよくないということがわかってくれば、2カ月、3カ月一緒に生活する場面を職員が見ることで、母と子が一緒にいることがよくないとその子供と母について個別具体的に専門職として判断するのであるならば、児童相談所は親子分離を自信を持って判断することができるだろうと思います。そういう場面として母子生活支援施設は活用されるべきではないかと思います。

現状では、児童福祉法の中に、母子生活支援施設に児童相談所が措置するという仕組みは明確には書かれていません。ですから、現実には児童相談所は措置をしていない。当然、制度上もしにくい状態になっています。

いずれ将来的には、私は、第27条第1項の中に、児童とその保護者を母子生活支援施設に入所させる措置をとれるということを児童相談所の権限、法的に言うと都道府県の権限として明示すべきであると思います。それは、無用な親子分離を避ける一方で、親子分離がおくられて児童虐待の死亡事例をつくることを防ぐためにどうしても必要なだろうと思います。

それを行うための手続として、母子生活支援施設に入居することが現行法で可能なものであれば、在宅措置という方法もしくは第33条の一時保護という仕組みで母子生活支援施設に子供だけではなくて母も一緒に入所していただく。そういう仕組みをつくることによって、現行法の運用解釈を変えることによって、母と子が母子生活支援施設でしばらく生活して、その様子を観察することができる。ある面で言うと、一時保護的な側面で子供と母の両方の様子を見る。場合によれば、夫からDV被害を受けている子供と母を分離して母子生活支援施設にあわせて一時保護することができる。もしくは居宅の場所が変わることによる在宅措置をするという仕組みを用意すること、これは児童福祉法が変わった後の具体的な対応として必要なことであると考えます。そのことは2014年の段階で東京都は既に考えていらっしゃることでありますので、制度を意識した上で前に一歩進めていく。ちょうどそういう5年間にこれから私たちが向かっている。計画づくりをしている5年間というのはそういう時期になるのではないかと思います。

その間には、東京都の児童相談所から区の児童相談所に移行していくという時期も並行して迎えることとなります。この間における都の役割と区の役割ということも一方で意識

しておく必要があるだろうと考えます。

ただ、広域的な対応というのが母子生活支援施設においては特に必要だろうと考えますので、都がこの権限を持ち続けるということは23区に関しても必要ではないかと考えます。

親子分離すべきか否かについて児童相談所が判断に迷う事例が多くありますので、この案件について母子生活支援施設が本来持っている機能を活用していくということは、子供と母の両方にとって必要であり、児童虐待死亡事例を起こさないようにするためにどうしても必要であろうと考えます。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

今までの東京都の答申の中で、既に母子生活支援施設に対しての要請はかなり書かれているわけですので、そのことを含めて、今後その方向性をどのように進めていくのかということの再検討の時期だと思うわけです。たしかサテライトの施設自体としてはまだないのですね。東京都の場合にはない。そういう意味で言うと、いわゆる小規模化していくときに、具体的に母子生活支援施設の小規模化はどういうことなのかということも改めてここで考えてみる必要があるだろうと思います。

そのことと、新保委員から出された児相という機関との連携ですが、実は私、昨日まで母子家庭の親子と合宿をやっていました。そこでお母さんたちから言われたことで非常にショックだったのは、その方は最初に児相に相談に行かれた。母子生活支援施設のことは何も教えてくれなかった。教えてくれるぐらいしてもいいのにねという話をしたわけですが、児相にとって母子生活支援施設というのが親子を支援する場としての認識が弱いのかもしれないということを今、思い出していたわけです。

具体的には、ネットワークを組む、チームで支援するとか、よく言うわけですが、ワンストップというのは当事者のためになければならないことであって、当事者のために地域が拠点になっていくという形が来年から23区の中でふえていく。東京都が、各地域で主体的にやっていただけるひとり親支援をどんな形で、広域支援ということも含めてですが、やっていかれるのか、これはやはり大きな課題ですので、特に施設の広域利用という問題に対して東京都がどういう方針を出すのかについては、大きな課題として書かざるを得ないだろうと思っております。ありがとうございます。

それでは、もう一つ課題がありますので、そちらのほうに移らせていただきます。「経済的支援」の問題です。これはとても大きい問題で、どういう形で具体的な支援ができるか。基本的なところでいくと、別れた親からの養育費の徴収をどうするかという形でしか書かれていないわけですが、それ以外の公的な支援をどういう形で具体的に有効に提供していくかということも検討の課題になってくると思いますので、この点についての御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。赤石さん、どうぞ。

○赤石委員 経済的支援のところ、児童扶養手当、それから、東京都独自のひとり親の支援、児童育成手当というのは、非常に大きなひとり親の支援になっていると思います。

特に東京都は児童育成手当を子供1人につき13,500円出しているというのは、都内で住宅費、その他生活費が高い中で生活を支えるというところでは大きいと思います。

先ほど伊藤委員からも、児童扶養手当の現況届が1年に1回、8月にありますが、そのときに児童扶養手当のアンケートをおとりになって就労支援に結びつけているというお話がありました。現金給付というのは、相談しにくい方でも、もらいたいと思ったら来るといふ場ですので、この場を有効に使って経済的支援を相談支援につなげるという視点をもっと強化していいと思っております。

私も御提案して、明石市でひとり親の総合相談を8月に受けております。ことしも参る予定ですが、たくさんの相談したい方と出会っております。一方で、お忙しくて、その場で帰ってしまう方もいらっしゃるのですが、その場を利用していくというのは大事な視点だと思っております。

一方、児童扶養手当は、今年の11月から奇数月隔月支給になります。毎月支給にすることで家計管理が容易になるということで御提案し、国がその意見を入れて隔月支給になります。考えてみると、児童育成手当、児童手当は2月、6月、10月の4カ月に1回の支給です。こういうことを申し上げると、自治体の方はものすごく大変だと聞いているので、心苦しくはあるのですが、児童扶養手当の奇数月隔月支給となると、児童扶養手当あるいは児童手当の支給がない月が2020年から4月、8月、12月に出てしまいます。ひとり親にとって一番大変な時期、4月は入学、8月は夏休みで子供にたくさん食べさせなければいけない、給食がない、12月はいろんな行事がある、この時期に手当がなくなるのです。このために困窮する世帯も出るでしょう。これを防ぐために児童育成手当も毎月支給あるいは隔月奇数月支給になっていくことが検討課題になるといいと思っております。

養育費については、一言だけ、民事執行法が変わりますので、社会保険庁とか、そういったところから、払っていない親の勤め先などの情報が開示されると聞いております。ここは非常に大事な視点でありますので、今後、養育費についての相談や、いろいろな事業を拡大していくべきときだろうと思っております。

○森田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○新保副委員長 民事執行法の改正については、とても大事な法改正が行われているので、区役所単位でも、養育費について求める人であるならば、より細かく手続についても対応できるようにしていくことがこの5年間は特に必要ではないかというふうに赤石委員の意見に賛同いたします。

○森田委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○小井沼委員 経済的支援と生活の場の整備の両方に係ると思いますが、住宅の費用の支援のほうで、御提出いただいた相談状況等に関する調査の中にも家賃補助を求める御意見が結構出ています。東京都としては生活保護との関係において、その方に直接、補助金をお渡しするような家賃補助は難しいと考えています。

そのかわりというわけではないのですが、今、住宅セーフティネット法が施行されて、

ひとり親家庭など低額所得者向け専用にはセーフティネット住宅の登録をしていただくのであれば、大家さんが入居者に対して家賃を低廉化する、家賃を下げることに對して、大家さんに下げた分の補助をしていくという取り組みを始めています。実際にそういう仕組みを使っていたら区市町村はまだ少ないのですが、今後ともふやしていくという形で住宅費の支援については進めていきたい。我々のほうもその辺は認識してやっています。

都営住宅の関係でも、この調査票を見ると、いろいろと御要望が多いのですが、優先入居制度は従前からあるのですけれども、それに加えて、ファミリー世帯向けに期限つき入居制度を持っています。それに対して、5月の東京都住宅政策審議会の答申の中で、ひとり親世帯もそういった期限つき入居制度の対象にするようにということもありましたので、その辺も対象に加えられるように都営住宅のほうも新たな取り組みとして、今、検討しているところでございます。

○森田委員長 今のお話に加えて、お隣の韓国で今、取り組まれているのですが、一つのアパートというか、マンションというか、そこを専用で、いわゆるグループホームみたいな形で運営するとか、完全に単独で母子家庭の人たちが利用するとか、少なくとも建物の中には母子なら母子だけという形で、男性の世帯の構成員はいないというような安心感みたいなものがあれば暮らしていける方たちもかなりいらっしゃる。

先ほど来、具体的な家族のありようのところで、支援が欲しいという方と、雨露がしのげて自分たちの暮らしをつくっていききたいという方、そういう意味ではいろいろな段階の方、希望の方がいらっしゃる。建物を少し閉じてですが、安全度を高める、そういう建物のありようは意見として出てきていないのでしょうか。あるいは取り組みとして出てきているとか。

○小井沼委員 居住支援、ひとり親もそうなのですけれども、我々の住宅の分野では、住宅確保要配慮者ということで、高齢者、障害者も含めてなのですが、そういった民間賃貸住宅に対して入居を円滑に促進していくという取り組みの中では、おっしゃったのはシェアハウスとかになるのですか。

○森田委員長 シェアハウスというよりは、もっと独立性の高い、普通のマンションでもいいわけなのですが、一つの建物に母子家庭だけが一定期間住めるようにすれば、調整員はいなくても、ある程度安全と安心がそこの中で担保できる。最近、オートロックの建物もふえてきているので、そういう新たな視点で支援が必要な親子の母子生活支援施設型ということと、もうちょっと間で、単独で建物だけという形があってもいいのかなとは思いますが。

○小井沼委員 一棟借り上げ型という形ですかね。

○森田委員長 はい、お金もそういう意味で言うと少し下げてもらって、なおかつ安全度があれば、そういうものの管理ぐらいだったら、例えば母子生活支援施設は先ほどの提案の中で言えばできるという御意見もあるので、そういうものがドッキングされると新たな地域の中での安全・安心な住まいというところにつながっていくのではないかと思います。

○小井沼委員 民間賃貸住宅に入居を支援していく居住支援法人を我々のほうで指定して、公表して、その取り組みについて情報提供なりしている団体がありますが、その中で、ひとり親家庭向けにアパートを借り上げて貸しているという事例はあると思います。ただ、一棟丸ごと母子家庭向けなのかどうかというのは、今、資料がないのでわかりませんが、一棟丸ごとというのが安全度が高まるのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、そういった法人が大家さんをお願いするのではなくて、法人が借り上げて転貸するという取り組みは一部あります。そういった取り組みなどは、居住支援協議会という東京都の場もありますし、区市町村でもそういった協議会の場がありますので、そういったところで情報提供していくのかなと思っています。

○森田委員長 そういう別の切り口で一般化されている事業と、ひとり親の事業がつながると、新たな課題を克服するような方策が見えてくるのではないかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

12時になってしましまして、進行がうまくいなくて申しわけございません。

本日、さまざまな御意見をいただきました。4つあるいは5つの視点で御議論いただきましたけれども、この議論に加えて、最終的な調整は今できない状態で、積み残したものもあります。ただ、皆さんからいただいたこの方向性に対する御指摘については、この委員の中ではかなり共有できていることだと思いますので、この共有を具体的な施策にどのような形で落とししていくのか、そして、計画につくり上げていくことになりますので、第4期の計画の骨子を次回は議論させていただくことになります。そこに向けて、もう一度、皆さんの御議論を手がかりにして骨子案をつくらせていただこうと思っています。

最後に、事務局から補足あるいは今後に関する御説明があればお願いいたします。

○玉岡課長 本日は、お忙しい中、貴重なお時間を割いていただきまして、さまざまな視点から施策の方向性と御示唆に富む御意見も多数頂戴いたしまして、ありがとうございます。

今、委員長からお話がありましたように、これまでの委員の皆様方からの意見も参考にさせていただきながら、庁内で施策のもう少し具体的な方向性について、予算要求等も含めて検討したいと思っています。そういったものも含めまして、次回の策定委員会では、いただいた御意見をもとに施策の方向性についてブラッシュアップするとともに、第4期計画に記載していく計画案の骨子についても御紹介させていただきたいと思っています。

次の開催まで少し間が開いてしまうのですが、10月29日（火）、同じく午前10時開催を予定しております。今回はまだ速報版という形でしかお示しできていない母子生活支援施設の入所者等のアンケート結果についてもお示ししたいと思っていますので、また調査結果についてもそのときに御検討いただきたいと思います。後日、開催案内をお送りしますので、御多忙とは存じますが、引き続き御出席いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森田委員長 それでは、本日の策定委員会を終わらせていただきます、御協力、どうもありがとうございました。

午後0時04分閉会